

役員等の費用支弁規程

2011年4月1日制定

2013年5月22日改定

2016年5月25日改定

2018年5月16日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第34条に基づき、役員等の報酬及びこの法人の会務のための旅費、宿泊費の支弁について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、この法人の理事、監事及び学術集会会長、同副会長、各種委員会委員（専門部会員を含む）、並びに特に必要を認められた正会員をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員等は、無報酬とする。

(移動方法)

第4条 役員等は会務のための移動にあたり、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動については鉄道または航空機を利用し、片道の所要時間が概ね4時間以内となる方法を選択する。

2 一般乗用旅客自動車の利用は、以下の各号に該当するとき、支弁する。

- (1) 会務が2日以上に及ぶとき
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき
- (3) その他、必要と認められるとき

(交通費)

第5条 この法人は、役員等が会務のための移動に要した費用を、交通費として支弁する。

(交通費の算定)

第6条 交通費は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により旅行した場合の計算とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、それに要した経路及び方法によって計算する。

2 交通費として、主たる勤務地から会務を行う場所までの公共交通機関の往復運賃（鉄道の特別急行料金、グリーン車料金、航空機のプレミアムシート料金を含む）と同額の費用を支弁する。

3 同一日又は連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず1回の往復運賃を支弁する。

(宿泊費)

第7条 以下の各号に該当するときは、宿泊費を支弁する。

- (1) 会務が2日以上に及ぶとき
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき
- (3) その他、必要と認められるとき

(宿泊費の算定)

第8条 宿泊費は、1泊につき15,500円を限度とし、室料、朝食代、税、サービス料を含む実費とする。

(旅費・宿泊費の例外)

第 9 条 以下の各号に該当するときは、旅費、宿泊費を支弁しない。

- (1) この法人が主催する年次学術集会に併せて行われる会務に出席するとき
- (2) この法人と密接な関係がある学会等の学術集会等に併せて行われる、この学会の会務に出席するとき

(食事等)

第 10 条 この法人は、必要に応じて会務に従事している役員等に食事を提供することができるものとする。但し、原則として食事を提供する場所は、会務を執行している場所とする。

(規程の変更)

第 11 条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (2) に従ってなす。

附 則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
3. 第 8 条の宿泊費限度額について、2021 年度までの期間及び東京都内での宿泊に限り、1 泊につき 20,000 円を限度とする。